

新	旧
<p style="text-align: center;">岡山県充電環境整備事業補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の補助金の交付に関しては、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。<u>以下「規則」という。</u>)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助事業の変更等)</p> <p>第7条 前条第1項の規定による補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金交付の決定を受けた補助事業の内容を変更(全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。)しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>なお、規則第10条ただし書きに規定する軽易な変更については、補助対象経費の20パーセント以内の変更であって、かつ補助金の増額を伴わないものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成30年5月10日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和元年5月30日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">岡山県充電環境整備事業補助金交付要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の補助金の交付に関しては、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助事業の変更等)</p> <p>第7条 前条第1項の規定による補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金交付の決定を受けた補助事業の内容を変更(全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。)しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成30年5月10日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和元年5月30日から施行する。</p>

附則
この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

附則
この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

附則
この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条第2項関係）

急速 充電 設備 設置 事業	(略)	
	補助 要件	補助の対象となる急速充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 一～七 (略) <u>八 充電設備の利用者から充電料金を徴収すること。</u> <u>九・十 (略)</u>
補助 対象 経費	充電設備の購入費（CEV補助金を実施する団体において承認された補助金交付上限額（定額）又は購入価格のいずれか低い方の価格）及び充電設備の設置工事費（充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用）。 <u>ただし、導入する充電設備の台数が補助上限台</u>	

附則
この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

附則
この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

附則
この要綱は、令和4年4月22日から施行する。

附則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条第2項関係）

急速 充電 設備 設置 事業	(略)	
	補助 要件	補助の対象となる急速充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 一～七 (略) <u>八・九 (略)</u>
補助 対象 経費	充電設備の購入費（CEV補助金を実施する団体において承認された補助金交付上限額（定額）又は購入価格のいずれか低い方の価格）及び充電設備の設置工事費（充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用）。	

		<u>数を上回る場合、補助対象となる工事費は、補助対象区分に当たる工事費の総額を（補助上限台数／導入する充電設備の台数）の比率で按分した額とする。</u>			
		(略)			(略)
普通		(略)	普通		(略)
充電設備設置事業	補助要件	<p>補助の対象となる急速充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。ただし、マンション等に属する駐車場、事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場又は月極駐車場に普通充電設備等を設置する場合、第5号から第<u>8</u>号までに掲げる要件については、この限りではない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p><u>八 充電設備の利用者から充電料金を徴収すること。</u></p> <p><u>九・十</u> (略)</p> <p><u>十一</u> 事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場に普通充電設備等を設置する場合、充電設備の利用は申請者が所有する社有車（自動車検査証（車検証）に法人で使用者登録されている車両）又は従業員の通勤車であること。</p>	充電設備設置事業	補助要件	<p>補助の対象となる急速充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。ただし、マンション等に属する駐車場、事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場又は月極駐車場に普通充電設備等を設置する場合、第5号から第<u>7</u>号までに掲げる要件については、この限りではない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p><u>八・九</u> (略)</p> <p><u>十</u> 事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場に普通充電設備等を設置する場合、充電設備の利用は申請者が所有する社有車又は従業員の通勤車であること。</p>
	補助対象経費	充電設備の購入費（CEV補助金を実施する団体において承認された補助金交付上限額を2倍にした額又は購入価格のいずれか低い方の価格）及		補助対象経費	充電設備の購入費（CEV補助金を実施する団体において承認された補助金交付上限額を2倍にした額又は購入価格のいずれか低い方の価格）及

	<p>び充電設備の設置工事費（充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用）。ただし、マンション等に属する駐車場、事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場又は月極駐車場に普通充電設備等を設置する場合であって、補助要件第5号から第<u>8</u>号までを満たさない場合、案内板設置工事費を除く。</p> <p><u>ただし、導入する充電設備の台数が補助上限台数を上回る場合、補助対象となる工事費は、補助対象区分に当たる工事費の総額を（補助上限台数／導入する充電設備の台数）の比率で按分した額とする。</u></p>		<p>び充電設備の設置工事費（充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用）。ただし、マンション等に属する駐車場、事務所・工場等に勤務する従業員や事業者が利用する駐車場又は月極駐車場に普通充電設備等を設置する場合であって、補助要件第5号から第<u>7</u>号までを満たさない場合、案内板設置工事費を除く。</p>
補助率	<p><u>(1) 充電設備を既築分譲マンションへ設置する場合：3／4</u></p> <p><u>(2) (1)の補助率が適用される場合以外の場合：1／2</u></p>	補助率	1／2
(略)		(略)	